

支援制度のご案内



中小企業経営対策利子補給事業

| 制度名 | 内容 | 対象者 |
|---------------------|---|-----------------|
| 長瀬町中小企業融資制度資金借入利子補給 | 日本政策金融公庫へ支払う約定利子に関して、最高限度を年利1分以内として利子補給を行う。 | 町内に事業所を有する中小企業者 |

長瀬町定住促進事業

| 制度名 | 内容 | 対象者 |
|-------------------------|--|---|
| 長瀬町定住促進住宅取得補助事業 | <ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯・新婚世帯・新規転入世帯が、町内で住宅を新築または購入した場合に費用の一部を助成します。(建替除く) 工事請負契約締結後または売買契約締結後、1年以内に申請が必要。 補助金額:最大50万円 <ol style="list-style-type: none"> ①基本補助金 新築・中古住宅取得:30万円 ②加算補助金 新築取得の場合 ・町内建築業者利用加算:20万円 | 新婚世帯 夫婦のいずれか一方が45歳未満である婚姻後5年を経過していない世帯(再婚を含む)で、かつ、町内に定住の意思を有する世帯 子育て世帯 子ども(出生から18歳に達する日の属する年度の末日までにある子)を扶養している世帯で、かつ、町内に定住する意思を有する世帯 |
| 長瀬町定住促進事業【フラット35・地域連携型】 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅取得に対して上記の住宅取得奨励補助金とセットで住宅ローン【フラット35】の借入れ金利を一定期間引き下げる。 金利引き下げ幅 年▲0.25% (当初5年間) | 長瀬町住宅取得奨励補助金交付対象者であること 長瀬町企画財政課企画財政担当 ☎0494-66-3111 |

企業誘致条例

| 制度名 | 適用基準 | 措置事項 |
|-----------|---|---|
| 長瀬町企業誘致条例 | <ol style="list-style-type: none"> (1)事業所の敷地面積が1,000平方メートル以上であること。増設の場合は敷地面積は問いません。 (2)事業所の延床面積が500平方メートル以上であること。増設の場合は、増加した部分の延床面積が250平方メートル以上であること。 (3)事業所の投下固定資産の取得費の合計が5,000万円以上であること。 (4)公害を発生させるおそれがないこと。 (5)町内に在住する者の1人以上の新規雇用があること | <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設奨励金 投下固定資産に対して課せられた固定資産税に相当する金額を、事業開始後最初に課せられる年度から起算して3年間交付します。 2. 雇用促進奨励金 新規雇用した者のうち長瀬町企業誘致条例施行規則第6条で定める要件に該当する者の数に10万円を乗じて得た金額(上限300万円)を1回限り交付します。 3. 法人町民税奨励金 事業開始の属する翌年度に係る本町が課税する法人町民税に相当する金額(上限100万円)を1回限り交付します。 4. 水道加入金相当額奨励金 水道加入金(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額)に相当する金額(上限300万円)を交付します。 5. 埋蔵文化財調査奨励金 埋蔵文化財調査に要した費用の2分の1に相当する金額(上限500万円)を1回限り交付します。 |

埼玉県の支援制度

| 制度名 | 上限額 | 制度の内容 |
|------------------|----------------------|---|
| 埼玉県産業立地促進補助金(補助) | 1億円 | 県内に工場等(製造業、研究所、流通加工施設等本社)を立地した企業が納付した不動産取得税相当額を補助 埼玉県企業立地課 ☎048-830-3800 |
| 埼玉県産業立地資金(融資) | 20億円 (対象経費の70%以内) | 県内に工場等を新設する企業等に対し、金融機関が県の定める利率で融資 埼玉県金融課 ☎048-830-3801 |

問い合わせ先

長瀬町 産業観光課 産業観光担当

TEL 0494-66-3111 FAX 0494-66-0894
E-mail : sangyo@town.nagatoro.saitama.jp
ホームページ http://www.town.nagatoro.saitama.jp/

